2013年12月３日

　社 会 民 主 党

　　党　首　吉　田　忠　智　様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長　氏　家　常　雄

2014年度政府予算編成に関する要請書

　日ごろより市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

　さて、2013年度の地方財政計画において、政府は、地方公務員給与費を削減する一方、防災減災事業、地域の元気づくり推進費等を設置するなどして、地方自治体との十分な協議がなされないまま、地方の固有財源である地方交付税の削減を強行しました。

　しかし、地方自治体は、東日本大震災からの復興、社会保障分野におけるセーフティネットの確立、環境政策の推進、農林水産業の振興などの増大する財政需要に直面しており、これに見合う地方交付税の必要総額を確保し、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を十分に発揮させることが不可欠です。また、地方財政のあり方を決定するための前提条件として、国と地方の十分な協議が保障されなければなりません。

　つきましては、2014年度の予算編成にむけて、増大する地域の財政需要を的確に見積もるとともに、これらの財政需要に基づく地方財政計画の拡大、地方交付税の必要総額の確保がはかられるよう要請します。

（◎が重点課題）

記

1.　地方財政の充実

　(１)　地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場等で十分な協議のもとに決定すること。

　(２) 　地方財源確保にむけて、地方公務員給与費減額に係る財源の復元をはかるとともに、社会保障分野のセーフティネットの確立、環境対策の充実、農林水産業振興など、増大する地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方財政計画の拡大、地方交付税の必要総額を確保すること（◎）。

　(３)　リーマンショック後の経済対策として創設された歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）は引き続き堅持すること。また、歳出特別枠は、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、臨時的な経費から経常的な経費へと転換をはかること（◎）。

　(４)　国と同様、地方の社会保障関係費は毎年、大幅な自然増となることから、地方財政計画に計上し、地方交付税および地方消費税の充実で財源を確保すること。また、地方消費税率の引き上げ分については、地方自治体の社会保障施策の充実につながるよう適切に対応をはかること（◎）。

　(５)　市町村合併に係る普通交付税の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握と必要な財源保障を行うこと。あわせて、2010年度予算で一部復元された人口10万人未満市町村に対する段階補正と条件不利地域の市町村に対する人口急減補正を完全に復元すること（◎）。

　(６)　公営企業は、安全かつ安定したサービス提供が前提であることから、地方公営企業等の会計制度見直し実施に当たっては、自治体への影響を最小限とするため、適宜必要な措置をとること。また、新会計制度導入にともなう機器更新を行う場合は、その事業体に対し、国として必要な財政措置を行うこと。

2.　地方分権に対応した税財政制度の抜本改革

　(１)　税制改革については、社会保障を中心とした公共サービスの質を高めるための財源確保として、消費税に偏重することなく、バランスのとれた税体系の構築をめざすこと。また、所得再分配機能の強化にむけて、所得税の累進性の強化、法人税の租税特別措置の見直しと課税ベースの拡大、相続税のさらなる基礎控除引き下げ、金融資産課税の総合課税化などの制度改正を行うこと。

　(２)　償却資産に係る固定資産税については、国の経済対策のために市町村の貴重な自主財源を奪うことにならないよう現行制度を堅持すること。また、ゴルフ場利用税についても現行制度を堅持すること。

　(３)　自動車取得税、自動車重量税の見直しについては、自治体の財政運営に支障がないよう、代替財源の確保を前提とすること。

　(４)　国と地方自治体で十分協議のうえ偏在性の小さい消費税（国税）と偏在性の大きい地方法人税との税源交換など地方法人税の偏在方策を検討すること。あわせて、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された地方法人特別税・地方法人特別譲与税は廃止、法人事業税へ復元したうえで、付加価値割の拡大をはかり、税源偏在を是正すること。

　(５)　地球温暖化対策のための税については、その使途を森林吸収源対策に拡大するとともに、地域の環境保全対策に係る自治体の役割を踏まえ、税収の一部を地方税源化すること。

3.　地方公務員の総人件費抑制政策の見直し

　(１)　地方自治体における行政サービス水準の向上と人的資源の回復のため、地方公務員の総人件費を十分に確保すること。特に、臨時給与削減措置で減額された給与関係経費等に係る財源の復元をはかるとともに、国と地方の協議のもとで適正な根拠により定員・給与を的確に見積もり、必要な財源を保障すること（◎）。

　(２)　人件費削減など、行革指標に基づく地方交付税の新たな算定については、中立・公平であるべき地方交付税制度の趣旨に反するため、導入しないこと。また、2013年度の給与削減要請の対応の有無について、普通交付税及び特別交付税の算定に反映するなどの財政的な制裁は行わないこと（◎）。

　(３)　技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決定する権利を尊重し、民間給与との単純比較に基づく抑制を行わないこと。

4.　東日本大震災からの復旧・復興

　(１)　東日本大震災の復旧・復興に要する地方負担分は通常の予算と別枠で確保するとともに、震災復興特別交付税の確保をはかること。また、震災復興特別法人税については、前倒し廃止を行わないこと（◎）。

　(２)　中長期にわたる復興を支える観点から、被災自治体が安心して正規職員を採用できるよう財政措置を含めて、抜本対策を講じること。

　(３)　被災自治体への人的支援については、政府の責任で全国的な支援体制を確立し、被災自治体からの要請人員数を充足させること。また、支援を行った自治体に対する十分な財政支援を行うこと。

　(４)　被災自治体や被災自治体に職員を派遣する自治体において、メンタルヘルス対策の充実をはじめとして、職員の健康をサポートする体制の強化とこれに係る財政支援を行うこと。

5.　福島第一原子力発電所の事故関連対策の強化

　(１)　損害賠償、除染の推進、汚染廃棄物の処理、福祉・医療体制の充実、長期帰宅困難者に対する生活支援、農作物等の風評被害対策など、福島第一原子力発電所の事故に起因する問題解決に当たって、財政支援措置を強化・拡充すること。

6.　社会保障政策の拡充

　(１)　緊急課題となっている子育て支援の充実、高齢化による高齢者福祉関係経費の自然増、増加する生活保護への対処のため、地方財政計画において行政需要を適正に見積もり、地域福祉・保健・医療関係に係る地方交付税の単位費用等の改善を行うこと。

　(２)　一般財源となっている児童福祉施設の改築・整備の推進にむけて、特例債の措置などを検討すること。

　(３)　年金や医療、介護保険などの各社会保険財政の強化と安定的な給付、社会保険の所得再分配機能を強化するため、各社会保険に対する公費負担を確保すること。

　(４)　地域医療の崩壊を防ぐため、病院事業に係る地方交付税措置については、不採算地区病院、小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等について、その所要額の確実な確保や医師・看護師の確保対策を充実すること。

7.　環境政策の推進

　(１)　低炭素社会の実現と将来の雇用創出をはかるため、自然エネルギーの普及支援など、「グリーン・ジョブ」の推進に関する予算措置を拡大すること。また、自治体の環境行政の推進のための予算措置の確保を行うこと。

　(２)　廃棄物処理法改正によるごみの不法投棄対策と罰則規程強化の実効性を確保するため、自治体における不法投棄監視要員の確保などの財源を拡充すること。

　(３)　地域の環境条件を活かした太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池など再生可能エネルギーの普及に係る財政支援措置を拡充すること。

8.　消費者行政の推進

　(１)　消費者庁関連法の附則・附帯決議を踏まえ、地方消費者行政を支える消費生活相談員の報酬改善と人員増員に係る地方交付税措置のさらなる拡充を行うこと。

以　　上

＜以下、個別課題の要請＞

1.　東日本大震災復旧・復興支援要請

　　東日本大震災の復旧・復興については、要請書（4.　東日本大震災からの復旧・復興及び5.　福島第一原子力発電所の事故関連対策の強化）にまとめた要請事項を基本としつつ、被災した自治体から、復旧・復興にむけた行財政支援について、以下の通り要請がありましたので、予算措置等を速やかに講じていただくよう、お願いいたします。

　(１)　復興交付金については、被災自治体が自主的判断により復旧・復興事業を実施可能なものへと改善をはかり、基幹事業の追加・拡充、適用要件の緩和を行うこと。また、放射能被害から国民を守る生活環境を整備する事業、健康の維持・増進事業など、原子力災害からの復興を支援する事業を新たに創設し、基幹事業に追加すること。

　(２)　被災自治体の早期復興をはかるため、復旧・復興に係るすべての事業の実施に際して、各省庁の窓口の一元化、書類や報告様式の簡略化など、事務負担の軽減をはかること。

　(３)　人材不足が顕著となっている都市計画分野、農業土木分野、地域医療・福祉・介護に係る人材確保対策を講じること。また、除染分野を担う技術職確保のための支援策と環境整備をはかること。特に、現在の行政支援者の派遣期間延長と派遣元自治体への職員補充の支援策を行うこと。

　(４)　災害復旧・復興に係る事業について、人材不足、事務量の増大や資材の不足等に起因する事業の遅延などの進捗状況を考慮し、事業期間の延長をはかること。

　(５)　被災自治体への職員派遣に際し、十分な健康管理の徹底をはかること。必要に応じて内部被ばく検査等の実施とこれに係る財政支援を行うこと。

　(６)　中間貯蔵施設は国で示している工程表どおり責任を持って設置するとともに、発生するすべての放射性物質に汚染された廃棄物は、国が責任を持って処分すること。また、仮置場設置を進める自治体への財政措置、除染方法の技術的な支援措置を行うこと。

　(７)　福島県原子力災害復興基金を増額し、ふくしま産業復興企業立地補助金の2014年までの３年間の制度設計を堅持すること。

　(８)　原子力損害賠償は、被災者、企業をはじめ、被災自治体に対しても、その損害額すべてについて迅速かつ適切に賠償が行われるよう、政府は責任を持って対応を行うこと。

2.　公教育の無償化について

　(１)　義務制諸学校において教材費、給食費等の公費負担を拡充すること。

　(２)　学校の私学会計（給食費・教材費等）の経理事故が止むことなく発生している。学校における経理事故の防止と適正化をはかるため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を行うこと。特に学級費、給食費等の学校徴収金の取り扱いは、地方自治法第210条、第235条の４第２項違反であることを文部科学省と協議し地方自治体への改善を行うこと。

　　　　また、学校給食費の公会計処理への移行については、旧文部省時代の行政実例によって各自治体が判断を行っており、地方自治法等に適合した会計処理が行われるよう、文部科学省との調整並びに自治体への助言を早急に行うこと。

3.　教職員人件費について

　　政令指定都市への給与の負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を積極的に推進すること。また、給与の負担先変更に際しては、税源移譲を含めた財源確保のあり方について、関係指定都市と道府県の間で十分な協議、合意のもとに進めること。

4.　学校事務職員の定数について

　(１)　都道府県立学校事務職員の定数算定に当たっては、安定した校務運営を保障する観点から、事務長を含めて定数基準を最低３人以上とすること。

　(２)　東日本大震災による被災学校については、施設設備の復旧の長期化に備えるため、正規事務職員を加配するとともに、その定数を賄える予算を計上すること。

　(３)　高校授業料に関する事務量の増加にともない、人件費等の必要な財源措置を行うこと。

5.　児童手当による学校給食費等の徴収について

　　児童手当法の一部を改正する法律の施行にともなう給食費等の徴収については、保護者と学校、教育委員会事務局、児童手当担当部門との間で煩雑な事務が生じることが予測される。

　　また、児童手当支給時期の関係から食材提供業者等への支払いに混乱を生じるなど検討すべき課題が多くある。

　　さらに、給食費等の学校徴収金が私費会計として処理されている場合には、法的根拠や責任の所在が極めて不明確となっている。

　　以上のことから、給食費を公会計処理とし、すべての児童生徒を対象とする児童手当からの自動徴収や自治体における事務負担の軽減について、改善をはかること。

6.　生涯学習の充実等について

　　生涯学習政策の一層の充実をはかること。とりわけ、公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営について、2010年12月28日付総行経第38号「指定管理者制度の運用について」の趣旨を自治体に十分に周知すること。

7.　学校給食及び学校用務に関することについて

　　学校給食調理員及び学校用務員は、学校教育の推進に欠かせない職種であり、その役割を十分認識するとともに、教職員定数の改善に当たって削減対象としないこと。また、地域のコミュニティーや防災面での拠点である学校において、学校給食調理員及び学校用務員の職能の活用がはかられるよう、各自治体による施策展開を尊重すること。

8.　公営企業関連について

　(１)　元利償還金の負担軽減を行うため、補償金免除繰上償還制度を新たに設けること。また、企業債範囲についても４％未満に適用できるようにすること。さらに、公営企業借換債制度の条件についても緩和すること。

　(２)　企業債の償還期間を事業毎・規模毎に平均耐用年数を明確化し、耐用年数に見合う減価償却費の適正化をはかること。

　(３)　資本制度・会計基準の見直し

　　　①　地方公営企業法第32条の改正にともない、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う地方公営企業法等の一部改正について（通知）が総務副大臣から行われたが、その内容について各事業体の実施状況などを把握すること。特に「建設改良積立金」への利益処分がどの程度実施され、結果として資本造成がどの程度はかられたかを公表すること。

　　　②　地方公営企業の会計基準の見直しが来年度から実施されるが、各事業へのその影響について調査し公表すること。また、影響の大きい事業については、特段の措置を講じ事業が安定的に継続できるようにすること。

　(４)　地方公営企業法の適用に関わる研究会関係

　　　①　地方公営企業法の（全面・財務）適用に関する研究会において議論されているが、移行に関わる費用や移行後に新たに発生する経費については、国で全額負担すること。

　　　②　簡易水道事業における地方公営企業法の適用は、各事業体の意見を反映し、事業の規模及び地域性に十分に配慮したものとなるよう慎重に検討すること。

　　　③　小規模な下水道（集落排水含む）の地方公営企業法の適用は、各自治体における現状を考慮して、長期的な安定した経営を勘案し、各自治体が主体的に判断できるように検討すること。

　(５)　公共交通の拡充

　　　①　地域住民の生活に欠かせないバス路線の維持・確保に必要な財政措置を講じること。また、都市部においても収益性の低い路線からの撤退が進み生活交通の確保が困難になることから、所要の財政措置を講じること。

　　　②　公営地下高速鉄道事業の特例債制度については、引き続き所要の財政措置を講じるとともに、再特例債制度については累積欠損金を有する団体に限定せず、全団体を対象とし、償還利子も地財措置を講じること。

　　　③　地下鉄駅のエレベーター、エスカレーターの維持・保守経費の事業者負担が限界にきていることから、社会的要請に基づく負担であるということを踏まえ、この維持・保守経費についても財政措置を講じること。

　(６)　公立病院関係

　　　　地域医療の中核を担う公立病院（中小規模病院）に対し、在宅医療を含めた良質な医療を提供するなど、継続的な医療機能が果たせるよう、自治体への繰入額を増額すること。

　(７)　東日本大震災関係

　　　①　浄水発生土や汚水発生土の最終処分は、当該省庁と連携し、国の責任において最終処分場の確保を行い、また、その費用についても国で全額負担すること。

　　　②　上下水道・工業用水やガス事業などの地方公営企業が営むライフライン事業に関し、災害時等において危機管理体制が機能できるよう、安全対策への一層の財政措置を講じるとともに、体制の強化を関係機関に働きかけること。

　　　③　東日本大震災で被災した各上下水道事業体は、一時避難等による給水人口等の減少や水道料金・下水道使用料の減免措置等により厳しい経営環境にあり、特に財政基盤の脆弱な中小の上下水道事業体は、その影響は大きいと考えられることから、特段の財政措置をはかること。

　　　④　東日本大震災を踏まえ、津波対策をはじめ耐震化対策を全国で実施する必要があり、その財源措置を関係省庁と連携して行うこと。

　(８)　地球温暖化対策へ効果的に貢献できる太陽光・風力・バイオマス・小水力発電などのクリーンエネルギーや燃料電池などのエネルギーの高度利用が、加速的に普及されるよう財政支援措置を拡充すること。関係省庁が政策の企画立案段階で横断的な連絡調整をはかり、事業者に一括した政策や制度を提示すること。

　(９)　地方公営企業の理念・目的である公共の福祉を増進し持続可能な水道事業とするため、老朽化施設や老朽管更新などの財政措置を継続するとともに、特に財政基盤の脆弱な中小の水道事業体に配慮した補助要件等の緩和を行うこと。

　(10)　雨水公費・汚水私費の負担の原則を踏まえ、この間の台風等による水害による、内水氾濫被害への影響が最小限となるように雨水比率の向上を行うこと。また、下水道など一般会計からの繰出基準について安定した事業運営が継続できるように配慮すること。

　(11)　水力発電は、安定した電力を長期的に供給できる一方で、初期投資額が大きく費用回収に長期間を要することから、特別措置法の買取期間終了後も、必要な経費を含んだ単価で売電できるよう特段の措置を講ずること。

　(12)　公営電気事業者の長期的な経営見通しや特に水力発電では、渇水による営業収益減少など地域性を配慮したリスクを勘案した個別判断が価格決定に必要であることから、随意契約又は一般競争入札とするかは、事業体の判断に委ねること。

以　　上